



令和元年度

指宿市職員採用試験案内

指宿市 総務部 総務課 人事行政係

市民と共に 指宿の未来を描き

(市民感覚)

(経営感覚と先見性)

情熱を持って挑戦する

(チャレンジ精神)

職員を募集します！！

1 試験を行う職種、採用人員、受験資格等

職種区分 (事務内容)	採用 人員	学歴等 区 分	受 験 資 格
一般行政職 (一般事務)	若干名	大学卒業	平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(同等資格含む。)以上の学歴を有する者又は令和2年3月までに卒業する見込みの者
		短大卒業	平成2年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく短期大学(同等資格含む。)以上の学歴を有する者又は令和2年3月までに卒業する見込みの者
		高校卒業	平成2年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく高等学校(同等資格含む。)以上の学歴を有する者又は令和2年3月までに卒業する見込みの者
一般行政職 (社会福祉士)	若干名	大学卒業	平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく大学(同等資格含む。)以上の学歴を有する者又は令和2年3月までに卒業する見込みの者で、社会福祉士の資格取得者又は令和2年3月までに取得見込みの者
一般行政職 (農業技術)	若干名	高校卒業	平成2年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく高等学校(同等資格含む。)以上の学歴を有する者又は令和2年3月までに卒業する見込みの者で、農業技術の専門課程を修了した者又は令和2年3月までに履修見込みの者
一般行政職 (土木技術)	若干名	高校卒業	平成2年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく高等学校(同等資格含む。)以上の学歴を有する者又は令和2年3月までに卒業する見込みの者で、土木技術の専門課程を修了した者又は令和2年3月までに履修見込みの者
一般行政職 (建築技術)	若干名	大学卒業	平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく大学(同等資格含む。)以上の学歴を有する者又は令和2年3月までに卒業する見込みの者で、建築技術の専門課程を修了した者又は令和2年3月までに履修見込みの者
		短大卒業	平成2年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく短期大学(同等資格含む。)以上の学歴を有する者又は令和2年3月までに卒業する見込みの者で、建築技術の専門課程を修了した者又は令和2年3月までに履修見込みの者

一般行政職 (建築技術)	若干名	高校卒業	平成2年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく高等学校(同等資格含む。)以上の学歴を有する者又は令和2年3月までに卒業する見込みの者で、建築技術の専門課程を修了した者又は令和2年3月までに履修見込みの者
		社会人経験	昭和55年4月2日以降に生まれた1級又は2級建築士の資格を有する者で、官公庁又は民間企業(公的団体含む。)等において、設計・施工管理の職務経験がある者
一般行政職 (保育士)	若干名	大学卒業	平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく大学(同等資格含む。)以上の学歴を有する者又は令和2年3月までに卒業する見込みの者で、保育士の資格取得者又は令和2年3月までに履修見込みの者
		短大卒業	平成2年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく短期大学(同等資格含む。)以上の学歴を有する者又は令和2年3月までに卒業する見込みの者で、保育士の資格取得者又は令和2年3月までに履修見込みの者

- ※ 大学又はこれと同等と認める学校等の在学者又は卒業者は、短大卒業区分で受験することができません。なお、大学、短期大学、高等専門学校又は修業年限2年以上の専門課程の専修学校(これらと同等と認める学校等を含む。)の在学者又は卒業者は、高校卒業区分で受験することができません。
- ※ 受験申込みは、1職種区分に限ります(他の職種区分との重複不可)。なお、受験申込書の受理後における職種区分の変更は認めません。
- ※ 社会人経験区分での受験者については、最終合格決定後、職務経験確認のため職歴証明書等の提出をしていただきます。なお、受験資格に該当しないことが判明した場合は合格を取り消します。

2 居住要件

採用と同時に本市に居住できる者

3 欠格事項

受験資格にかかわらず、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ①日本国籍を有しない者
- ②成年被後見人又は被保佐人
- ③禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ④指宿市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ⑤日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の種目及び方法

試験は、第1次試験及び第2次試験とします。

試験区分	試験種目	方 法
第1次試験	①適性検査	職務遂行に必要な適性等について検査を行います。
	②教養試験	公務員として必要な一般的知識について筆記試験を行います。
	③作文試験	与えられたテーマについて文章による表現力、課題に対する理解力、考え方、その他の能力について記述式による筆記試験を行います。
	④職場適応性検査	対人面における必要な適性等について検査を行います。
第2次試験	⑤面接試験	主として人物について個別面接を行います。(2回実施)

5 試験期日及び会場

試験区分	期 日 (日程)	試験会場	
第1次試験	令和元年9月22日 (日) (日程)	指宿市役所指宿庁舎 3階大会議室 ※申込者多数の場合は、 会場を変更することがあります。	
	時 間		内 容
	午前7時40分～午前8時00分		受 付
	午前8時20分～午前9時10分		適性検査
	午前9時25分～午前10時40分		教養試験
	午前10時55分～午前11時55分		作文試験
午後0時10分～午後0時30分	職場適応性検査		
第2次試験	令和元年11月2日 (土) (予定)	合格通知のときにお知らせします。	

6 合格者発表

区 分	時 期	発表の方法等
第1次試験 合格者発表	令和元年10月中旬 (予定)	合格者に文書で通知するとともに、指宿市のホームページ上にも合格者の受験番号を掲載します。 また、合格者の受験番号を、指宿市役所(本庁・支所)掲示板に公告します。
第2次試験 合格者発表	令和元年11月下旬 (予定)	

※ 試験結果の合否以外の試験結果内容(各試験学歴区分での成績順位)について、それぞれの合格者発表日から起算して1か月の間は、指宿市役所総務部総務課人事行政係で開示します。

開示を希望される受験生は、受験票又は本人であることを証明できる書類(免許証等)を持参し、人事行政係までお越しください。

※ 電話・郵送等での試験結果内容の開示申出はできません。

7 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に高得点順に登録し、現員に欠員があった場合等に必要に応じて採用されることになります。

最終合格者は、直ちに採用されるものとは限らず、その有効期間は採用候補者名簿に登録した日から起算して、1年間となっています。

なお、最終合格後、受験資格に該当しないことが明らかになった場合は、合格を取り消します。

8 受験申込書の請求

《受験申込書請求先》

<p>指宿市役所 総務部 総務課 人事行政係 〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424 番地 TEL : 0993-22-2111 (内線 115)</p>

※ 受験申込書の送付を郵送にて希望される方は、120円切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封してください。

※ 受験申込書は、山川・開聞各支所地域振興課でも受け取ることができます。

※ 受験申込書は、**市ホームページ** (<https://www.city.ibusuki.lg.jp/main>) からダウンロードすることもできますのでご利用ください。

※ 電話やFAXによる受験申込書の請求はできません。

9 申込手続及び受付期間

(1) 提出書類

受験申込書	1 通
自己紹介書（社会人経験区分受験者を除く）	1 通
写真（縦5cm×横3.5cm） ※ 写真の裏に氏名を記入してください。 ※ 写真は、申込前1か月以内に撮影した上半身脱帽正面向きのものとし、1枚は受験申込書に貼付し、もう1枚はそのまま提出してください。	2 枚 ※ 写真は、受験申込書貼付用と提出用の2枚です。
社会福祉士、保育士及び建築技術について資格を有する人は、その資格を証明するものの写し	1 通

(2) 受験票交付

受験申込書に必要な事項を記入の上、指宿市役所総務部総務課人事行政係に提出し、受験票の交付を受けてください。

(3) 郵送での受験申込み

郵送で申込み場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きし、必ず書留で郵送してください。また、受験票を簡易書留で返送しますので、**392 円切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（長形3号）を同封してください。**

(4) 受付期間

令和元年8月1日（木）から令和元年8月15日（木）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）

※ 郵送の場合は、**受付期間中の消印のあるものに限り受理します**ので注意してください。

10 給与

給与については、「指宿市職員の給与に関する条例」の規定により、給料、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

11 その他

- (1) 受験申込書中、虚偽の記載があった者は、受験申込みを取り消し、又はその合格を取り消すことがありますので注意してください。
- (2) 試験当日に台風、洪水等により試験の実施が危惧される時など、受験手続等に関する問い合わせは、指宿市役所総務部総務課人事行政係にて確認してください。
- (3) 受験申込書等に記入された個人情報、本市採用試験に関わる事項のために使用するものですので、本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。
- (4) 第1次試験受験に際し、服装についてはクールビズ可とします。

【採用試験に関する問い合わせ先】

指宿市役所 総務部 総務課 人事行政係

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地 TEL：0993-22-2111（内線115）

ホームページアドレス <https://www.city.ibusuki.lg.jp/main>